

障害者が安心して暮らすことができる住まいの場の確保

障害のある人の多様な暮らしを支援していくためには、グループホームとともに様々な形で『住まいの場』を増やしていくことが重要

福祉部局（厚生労働省）と住宅部局（国土交通省）の連携による取組

希望する障害者
共同での生活を

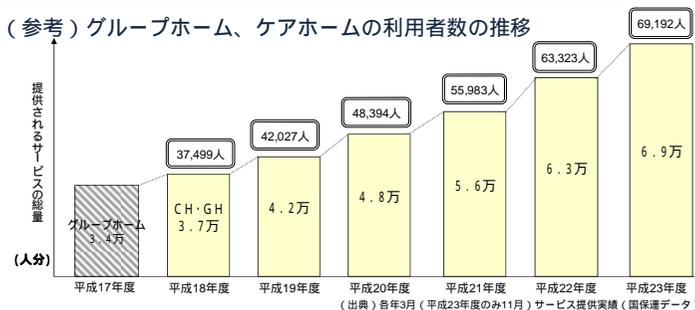
グループホーム・ケアホームの整備の促進等

厚生労働省における施設整備費の助成等や国土交通省の「社会資本整備総合交付金」、「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」の活用により、各自治体が定める障害福祉計画に基づく計画的な整備を支援。

公営住宅をグループホーム等として活用するためのマニュアルの周知

平成23年10月からグループホーム等を利用している障害者に対して月額1万円を上限に家賃助成を実施（*）

（参考）グループホーム、ケアホームの利用者数の推移



複数の障害者が利用する共同生活住居との連携を前提とした1人暮らしに近い形態のサテライト型のグループホームを検討

公的賃貸住宅への入居の促進

障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進

既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給

公的賃貸住宅団地の余剰地に福祉施設等を積極的に誘致・導入

民間賃貸住宅への入居の円滑化

障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の積極的な活用及び自立支援協議会との緊密な連携

（財）高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業により障害者等が円滑に入居できる民間住宅を拡充し、重層的な住宅セーフティネットを強化。

住宅のバリアフリー化の支援

所得税や固定資産税を減税するバリアフリー改修促進税制の周知徹底

地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保など地域生活に向けた支援を行う「地域移行支援」1人暮らし等の障害者と常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を平成24年度から実施（*）

（参考）居住支援協議会の概要

地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、障害者等（住宅確保要配慮者）及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。



希望する障害者
自宅など在宅での生活を

* 平成22年12月に公布された障害者自立支援法等の一部改正法に伴うもの

障害者政策委員会第5小委員会 厚生労働省提出資料

平成24年10月22日

障害者の数

障害者の総数は744.2万人であり、人口の約5.8%に相当。
 そのうち身体障害者は366.3万人、知的障害者は54.7万人、精神障害者は323.3万人。
 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

(在宅・施設別)

障害者総数 744.2万人(人口の約5.8%)

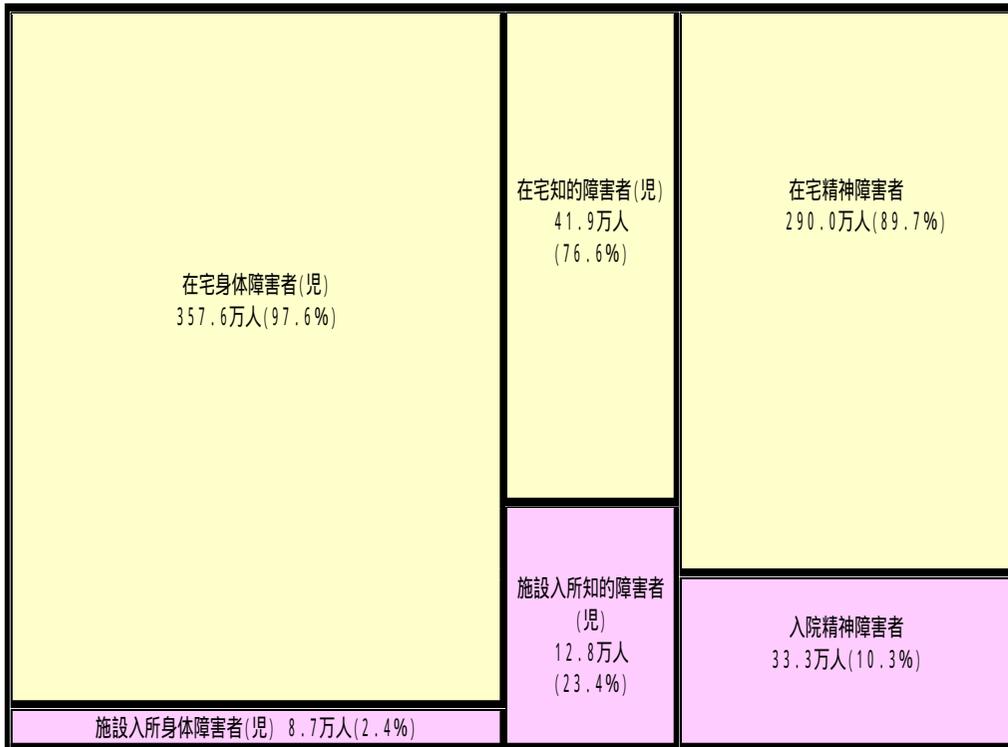
うち在宅 689.5万人(92.6%)

うち施設入所 54.8万人(7.4%)

身体障害者(児)
366.3万人

知的障害者(児)
54.7万人

精神障害者
323.3万人



(年齢別)

障害者総数 744.2万人(人口の約5.8%)

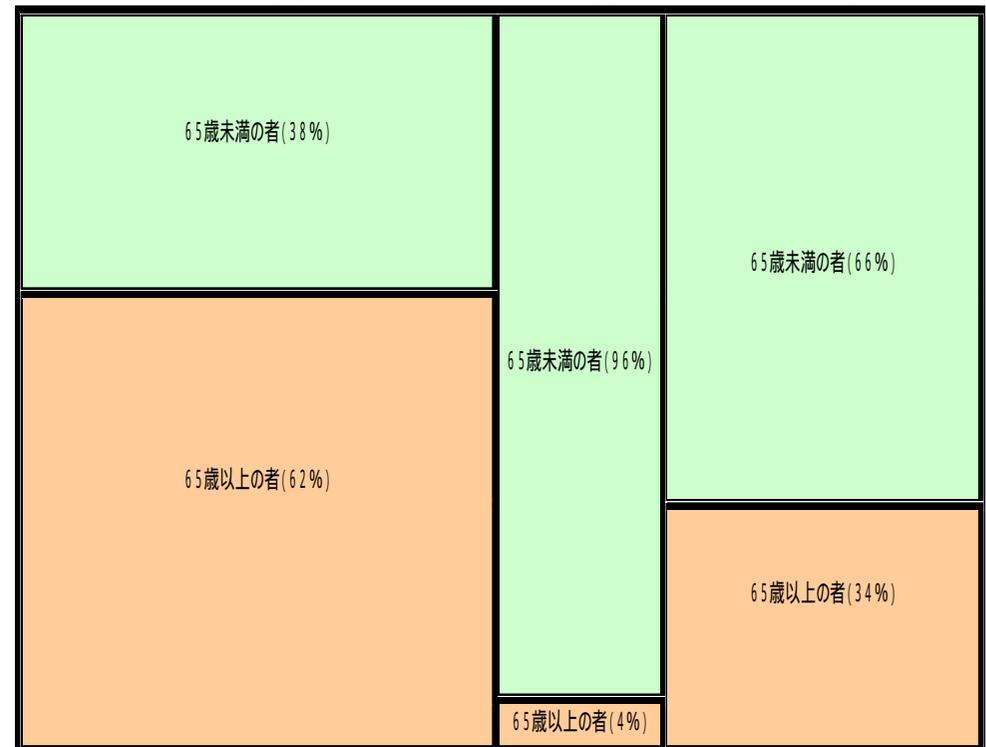
うち65歳未満 54%

うち65歳以上 46%

身体障害者(児)
366.3万人

知的障害者(児)
54.7万人

精神障害者
323.3万人



身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成20年の調査等による推計。
 なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

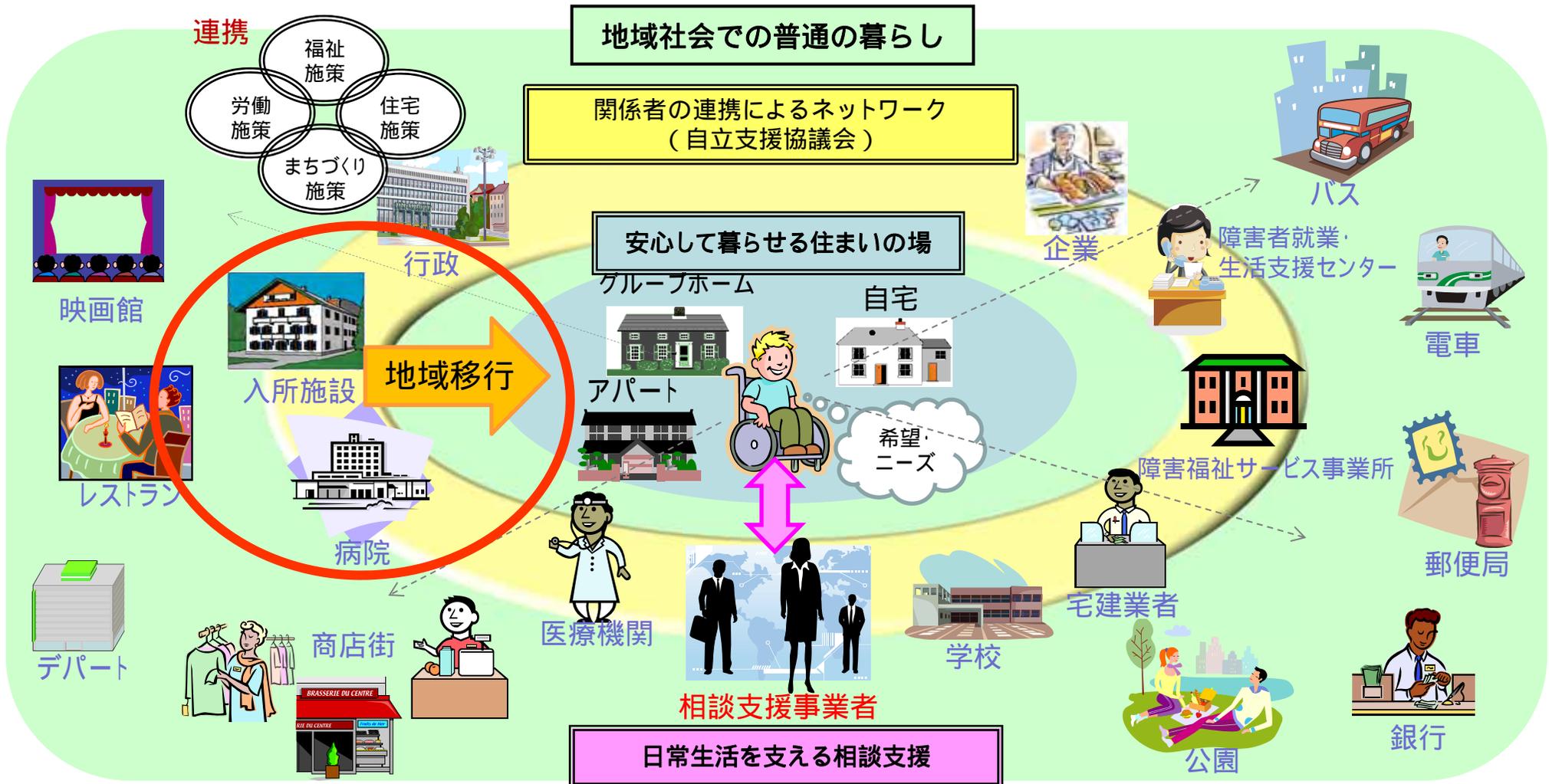
身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成20年の調査等による推計。
 なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

重度の障害者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり

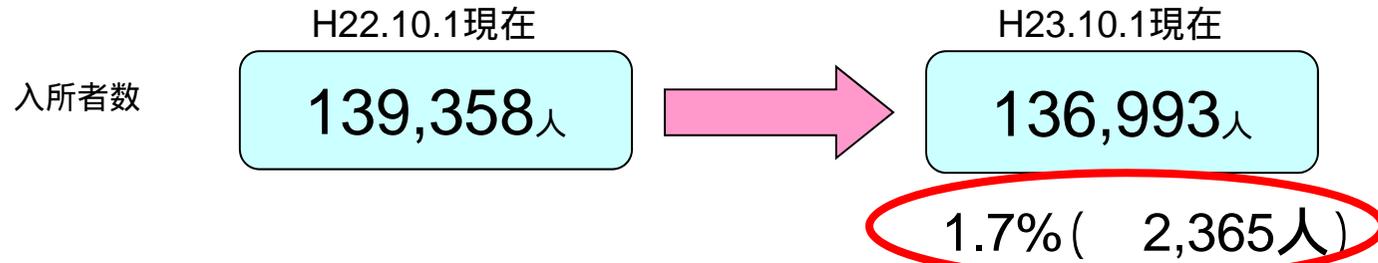
- ・安心して暮らせる住まいの場の確保
- ・日常生活を支える相談支援体制の整備
- ・関係者の連携によるネットワークの構築



施設入所者の地域生活への移行に関する状況について

1については、2,668施設からの回答を集計(回収率100%)。2以降については、被災地域の一部の施設を除く、2,658施設からの回答を集計(回収率99.6%)。

1 入所者の推移



- 対象施設
- (1)身体障害者療護施設
 - (2)身体障害者入所授産施設
 - (3)知的障害者入所更生施設
 - (4)知的障害者入所授産施設
 - (5)精神障害者入所授産施設
 - (6)身体障害者入所更生施設
 - (7)精神障害者生活訓練施設
 - (8)障害者支援施設

2 施設退所後の居住の場の状況

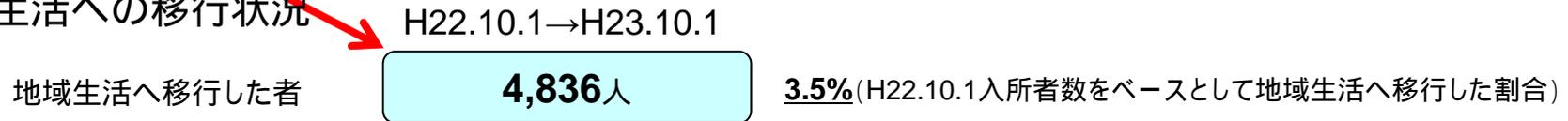
〔 回収率が異なるため、2の(1)の退所者数の合計と新規入所者数の差とは合致しない。 〕

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設(障害)	他入所施設(老人)	地域移行型ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
4,836人 (47.5%)	1,068人 (10.5%)	463人 (4.5%)	42人 (0.4%)	1,443人 (14.2%)	1,990人 (19.5%)	339人 (3.3%)	10,181人	7,803人

「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況



地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,863人 (38.5%)	617人 (12.8%)	95人 (2.0%)	28人 (0.6%)	1,487人 (30.7%)	606人 (12.5%)	64人 (1.3%)	76人 (1.6%)

グループホーム、ケアホームの概要

グループホーム、ケアホームは、障害のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場。
1つの住居の利用者数の平均は5名程度

具体的な利用者像

単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方
施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

グループホームは介護を要しない者に対し、家事等の日常生活上の支援を提供。

ケアホームは、介護を必要とする者に対し、食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供

62



入居定員は原則10名以下

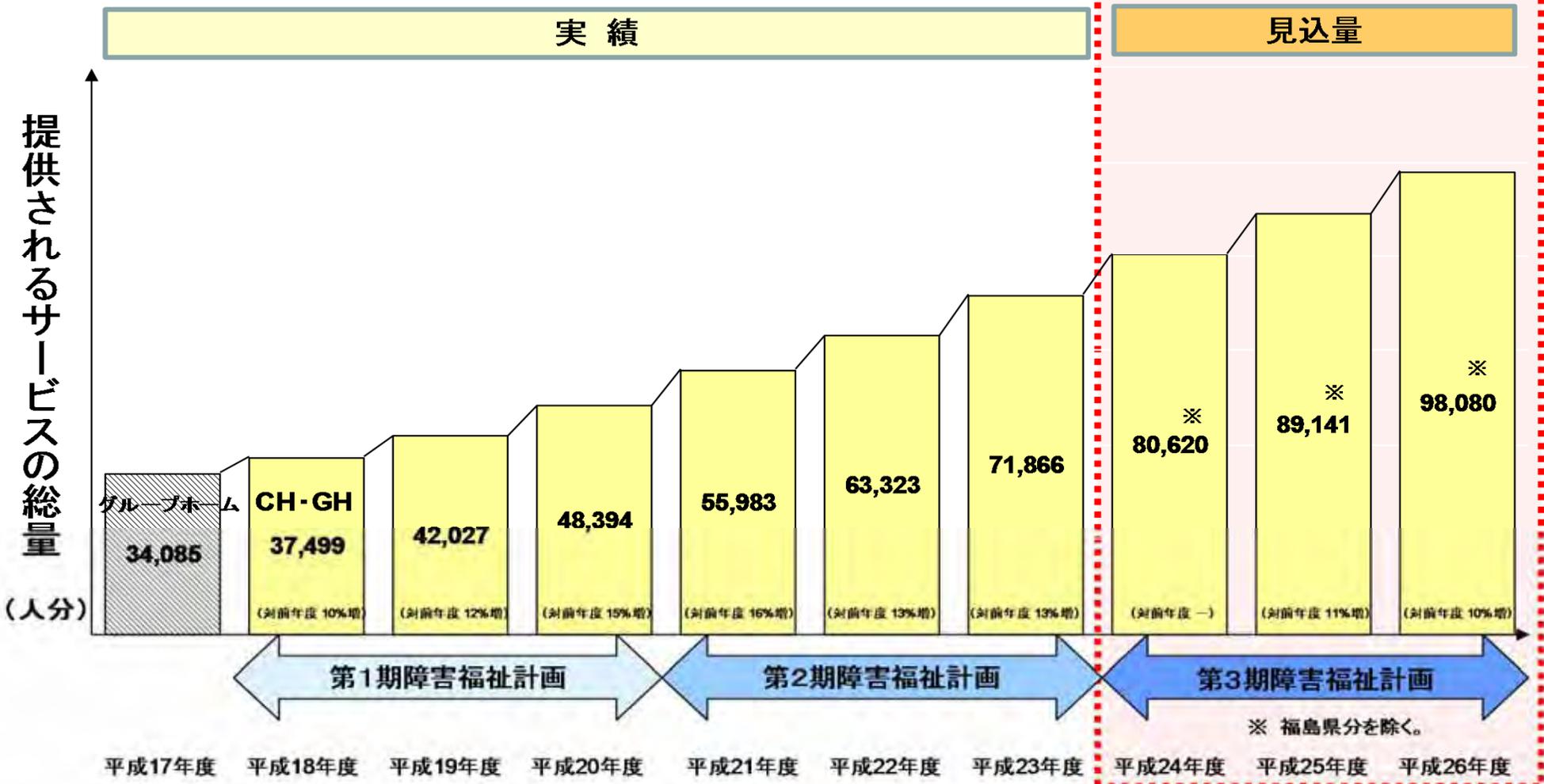
	グループホーム (共同生活援助)	ケアホーム (共同生活介護)
利用対象者	障害程度区分1又は非該当の者	障害程度区分2以上
サービス内容	相談等の日常生活上の援助	食事や入浴等の介護や日常生活上の支援
介護が必要な者への対応	なし	ケアホームの従業者により介護サービスを提供
外部サービスの利用	原則として、居宅介護その他の障害福祉サービスによる介護を受けることはできない。	
事業所数	3,267事業所	3,872事業所
利用者数	23,761人	48,105人

グループホーム・ケアホームの利用者数の推移

障害児・者の地域移行を推進し、障害者が居住の支援と日中活動の支援を自ら選択して利用できる昼夜分離を進めるなど、障害児・者が地域で安心して生活するためのサービス基盤の整備を促進する。

ケアホーム・グループホームの整備促進は、障害者の居住支援という観点から重要であり、各自治体が策定した障害福祉計画においては、平成26年度末までに9.8万人分の整備が盛り込まれている。

福島県分を除く。



※ 福島県分を除く。

出典：国保連データ（各年3月） 平成18年度のみ障害福祉計画に係る進捗状況実績

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、
地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。
その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日)から施行

- **グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設**
 - **重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)**
- (その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月
1日までの政令で定める日
(平成24年4月1日)か
ら施行